

第1号議案 西三河都市計画道路の変更について

第2号議案 東三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由									
<p>(第1号議案)</p> <p>西三河都市計画道路の変更</p> <p>○1・4・2号名豊道路(幸田町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線形変更 変更延長 約1,590m</li> <li>・ 幅員変更</li> </ul> <table border="1" data-bbox="242 613 770 745"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表式標準部</td> <td>21m</td> <td>20.5m</td> </tr> <tr> <td>地下式標準部</td> <td>21m</td> <td>17.5m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造形式の変更 地表式区間の延長 (約1,300m→約1,250m) 地下式区間の延長 (約 290m→約 300m)</li> </ul> <p>○3・1・8号名豊道路(幸田町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線形変更 変更延長 約10m</li> </ul>		変更前	変更後	地表式標準部	21m	20.5m	地下式標準部	21m	17.5m	<p>1・4・2号名豊道路は、山間地域に計画されており、トンネルや橋梁、長大法面などの構造を要する道路である。</p> <p>現地における詳細な測量及び調査の結果を踏まえ、これらの構造物について、現地の地形等との整合を図りながら、合理的な位置に配置することにより、車両走行の安全性や円滑性を確保するため、線形、幅員及び構造形式を変更するものである。</p> <p>また、この線形変更に伴い、接続する都市計画道路3・1・8号名豊道路の線形変更を行うものである。</p>
	変更前	変更後								
地表式標準部	21m	20.5m								
地下式標準部	21m	17.5m								

内容及び関連する事項	理 由												
<p>(第2号議案)</p> <p>東三河都市計画道路の変更</p> <p>○1・4・1号名豊道路(豊川市・蒲郡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線形変更 変更延長 約13,400m</li> <li>・ 幅員変更</li> </ul> <table border="1" data-bbox="240 517 770 696"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表式標準部</td> <td>20.5m</td> <td>20.5m</td> </tr> <tr> <td>嵩上式標準部</td> <td>19.75m</td> <td>19.5m</td> </tr> <tr> <td>地下式標準部</td> <td>21m</td> <td>17.5m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造形式の変更 地表式区間の延長 (約8,630m→約8,340m) 嵩上式区間の延長 (約3,070m→約2,850m) 地下式区間の延長 (約1,700m→約2,150m)</li> </ul> <p>○3・5・13号金野御油線(豊川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起点の変更 路線延伸 延長約10m</li> </ul> <p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3・6・407号大塚金野線 (豊川市決定) 起点の変更 路線延伸 延長約4m</li> </ul>		変更前	変更後	地表式標準部	20.5m	20.5m	嵩上式標準部	19.75m	19.5m	地下式標準部	21m	17.5m	<p>1・4・1号名豊道路の変更対象区間は、山間地域に計画されており、トンネルや橋梁、長大法面などの構造を要する道路である。</p> <p>現地における詳細な測量及び調査の結果を踏まえ、これらの構造物について、現地の地形等との整合を図りながら、合理的な位置に配置することにより、車両走行の安全性や円滑性を確保するため、線形、幅員及び構造形式を変更するものである。</p> <p>また、名豊道路の線形変更に伴い、交差する都市計画道路3・5・13号金野御油線の起点の位置の変更を行うものである。</p>
	変更前	変更後											
地表式標準部	20.5m	20.5m											
嵩上式標準部	19.75m	19.5m											
地下式標準部	21m	17.5m											

### 第3号議案 あま市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																													
<p>(第3号議案)</p> <p>1 申請者  住所 あま市西今宿平割二6番地  氏名 株式会社 海部清掃  代表取締役 加藤 慎史</p> <p>2 名 称  (仮称)海部清掃一般廃棄物・産業廃棄物焼却施設</p> <p>3 位 置  あま市二ツ寺上長 38 番1他3筆</p> <p>4 敷地面積  2,992.52 m<sup>2</sup></p> <p>5 参 考</p> <p>(1) 処理施設</p> <table border="0" data-bbox="263 1075 877 1332"> <tr> <td>汚泥の焼却</td> <td>93.2 t/日</td> </tr> <tr> <td>廃油の焼却</td> <td>86.5 t/日</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類の焼却</td> <td>52.1 t/日</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の焼却</td> <td>96.0 t/日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(あま市都市計画審議会付議)</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の焼却</td> <td>96.0 t/日</td> </tr> </table> <p>(2) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="258 1451 944 1832"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新設</td> <td>プラント棟</td> <td>鉄骨造 3階建</td> <td>338.00 m<sup>2</sup></td> <td>650.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ドラム缶 保管庫棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>292.50 m<sup>2</sup></td> <td>292.50 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>630.50 m<sup>2</sup></td> <td>942.50 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	汚泥の焼却	93.2 t/日	廃油の焼却	86.5 t/日	廃プラスチック類の焼却	52.1 t/日	産業廃棄物の焼却	96.0 t/日	(あま市都市計画審議会付議)		一般廃棄物の焼却	96.0 t/日	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新設	プラント棟	鉄骨造 3階建	338.00 m <sup>2</sup>	650.00 m <sup>2</sup>	ドラム缶 保管庫棟	鉄骨造 平屋建	292.50 m <sup>2</sup>	292.50 m <sup>2</sup>	合 計		630.50 m <sup>2</sup>	942.50 m <sup>2</sup>	<p>申請者は、昭和 61 年に産業廃棄物収集運搬業の許可、平成6年に産業廃棄物処分業(中間処理(焼却、圧縮、選別、破碎))の許可及び廃プラスチック類の焼却施設の処理能力2t/日に係る建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を受け、申請地とは別の敷地で収集運搬及び中間処理を行っている。</p> <p>このたび、平成6年より稼働している焼却炉が設置後 20 年を経過し老朽化が進んでいること、また設置当時と比べ産業廃棄物の種類が多様化していることから、施設更新のため産業廃棄物を焼却する施設を新たに計画したところ、廃プラスチック類の焼却施設の処理能力が100kg/日及び汚泥の焼却施設の処理能力、廃油の焼却施設の処理能力、他の産業廃棄物の焼却施設の処理能力が200kg/時間の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
汚泥の焼却	93.2 t/日																													
廃油の焼却	86.5 t/日																													
廃プラスチック類の焼却	52.1 t/日																													
産業廃棄物の焼却	96.0 t/日																													
(あま市都市計画審議会付議)																														
一般廃棄物の焼却	96.0 t/日																													
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積																											
新設	プラント棟	鉄骨造 3階建	338.00 m <sup>2</sup>	650.00 m <sup>2</sup>																										
	ドラム缶 保管庫棟	鉄骨造 平屋建	292.50 m <sup>2</sup>	292.50 m <sup>2</sup>																										
合 計		630.50 m <sup>2</sup>	942.50 m <sup>2</sup>																											

第4号議案 小牧市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由										
<p>(第4号議案)</p> <p>1 申請者            住 所 小牧市大字林字西山 1909 番7            氏 名 大成環境 株式会社            代表取締役 井田 敏之</p> <p>2 名 称            (仮称)大成環境株式会社リサイクルセンター</p> <p>3 位 置            小牧市大字本庄字山之内 1251 番5他1筆</p> <p>4 敷地面積            2,999.95 m<sup>2</sup></p> <p>5 参 考            (1)処理施設            廃プラスチック類の破碎 86.94t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="237 1312 917 1543"> <thead> <tr> <th colspan="2">建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>処理棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>1,780.54 m<sup>2</sup></td> <td>1,780.54 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新設	処理棟	鉄骨造 平屋建	1,780.54 m <sup>2</sup>	1,780.54 m <sup>2</sup>	<p>申請者は、平成2年に産業廃棄物収集運搬業の許可、平成7年に産業廃棄物処分業(中間処理(破碎・減容))の許可を受け、別の敷地において収集運搬及び中間処理を行っている。</p> <p>このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、工業地域における廃プラスチック類の破碎施設の処理能力が6t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積							
新設	処理棟	鉄骨造 平屋建	1,780.54 m <sup>2</sup>	1,780.54 m <sup>2</sup>							